

元気な草加 優しい越谷

衆議院議員・弁護士

細川律夫



NEWS LETTER

2006年9月21日 No.118

細川律夫国会事務所 TEL 03-3508-7513 FAX 03-3593-7148

細川律夫後援会本部 TEL 048-966-5115 FAX 048-965-8818

E-mail : g04091@shugin.go.jp ホームページ : <http://minshu.org/hosokawa/>

臨時国会で小沢・安倍対決

秋の臨時国会は9月26日に召集されることが決まり、冒頭、今回自民党総裁に選出された安倍晋三氏が内閣総理大臣に指名されることになるでしょうが、早速、民主党小沢一郎代表との間で論戦が始まることとなります。

臨時国会の焦点は、法案としては、先の通常国会で積み残された、教育基本法案、共謀罪を含む刑法などの改正案、憲法改正の国民投票法案などですが、何といても、新総理の内政・外交がどういう方針で行われるのか、社会保障や格差問題、あるいはアジア外交で、小泉内閣の政策をどこまで変更できるのかが大きなポイントとなります。

飲酒運転で新規立法

8月25日、福岡市で、親子5人乗りのRV車が飲酒運転の市職員に追突され海中に転落、幼児3人が水死するという悲惨な事故が起こりました。

細川律夫代議士は長年交通事故問題に取り組み、危険運転致死傷罪創設にも努力しましたが、このような事故が跡を絶たないことを非常に残念に感じています。現在、交通事故問題を考える国会議員の会(超党派)の事務局長を務め、こうした事故の再発を防止するにはどうしたらよいか考えているところです。

危険運転致死傷罪のハードルが高過ぎ、福岡のケースではやっと適用になったものの、酒気帯びでは起訴できないなど、いろいろ批判を浴びています。危険運転罪が適用できないと、業務上過失致死罪となりますが、この最高刑は5年、ひき逃げでも最高7年6ヶ月であるため、危険運転罪の最高20年との差が大きいのも問題です。その結果、危険運転罪

や飲酒運転の罰則を逃れるためのひき逃げもこの間増加しています。

飲酒・ひき逃げという悪質な犯罪を抑止するためには、別の法改正が必要ではないかと検討し、このほど、飲酒・ひき逃げで事故を起こした場合、危険運転罪の適用がない場合でも最高刑を15年とする法案をまとめました。さらに議論を重ね、この臨時国会で提案する予定です。

交通事故は厳罰化だけでは減りません。車の中に酒類を持ち込ませない、あるいは酒を飲んだ人の車のエンジンがかからない装置の普及、など、様々な対策が考えられます。細川代議士は、超党派の「議員の会」や、民主党内でこれらの対策を提言しながら、国や関係機関に訴えています。

労働法制でも立法の準備

この8月、民主党の中に、「労働契約法制及び労働時間法制等に関する作業チーム」が、細川代議士を座長として発足しました。

現在、パート、アルバイト、派遣など就業形態も多様化し非正規雇用が増えるとともに、労働組合の組織率も低下の一途をたどっています。そこに、小泉政権の政策も加わり、二極化が進み労働者の間の格差も拡大しています。政府内でも労働法制に関する議論が行われていますが、民主党でも、労働者の立場をより強化し、格差を是正するには、どんな法制を作ったらよいかとの議論を進めるため、この作業チームを立ち上げたものです。

配転、出向など一方的な労働条件の変更、あるいは解雇など、労働者の権利を守り、未然に労働紛争

を防止するためには、新しい「労働契約法」が必要であろう、ということで、国会閉会中も精力的に議論を続けています。



殺人や事故の見逃し防止を

これも細川代議士が座長を務める、「死因究明小委員会」では、パロマの湯沸かし器で明らかになったような事故や、保険金殺人などの見逃しをなくすることなどを目的にした議論を進めています。それには、現在行われている検視の精度を高め、解剖を積極的に実施していくことが必要です。この間、司法解剖経費の増額、あるいは来年度予算には CT や検査の予算がつく予定になるなどの具体的成果も上がっていますが、他方では、死因をきちんと究明するための制度づくりも欠かせません。この点でもいくつかの法案を準備し、議論を深めていこうと考えています。

草加市議選、11月5日投票

草加市の市議会議員選挙（定数30名）が、任期満了に伴い、今年10月29日告示、11月5日投票の日程で行われます。民主党は、現職の新井貞夫さん、新人の須藤哲也さん、関一幸さんの3名を公認して選挙に臨みます。市長の政治姿勢、医療・介護・福祉や子育て支援、まちづくりなどが争点になります。なお、8月まで秘書を務めていた緑川博美さんは今回無所属での出馬になりました。

どうなる、草加市政

草加市議会はこの5月、公共工事をめぐる恐喝事件を調査するため、いわゆる百条委員会（地方自治法第100条に基づいて議会に設置されるもので、権

限を持って自治体の事務を調査するための委員会）を設置し、木下博信市長が暴力団幹部と携帯電話でやり取りした事実等を記載した調査報告書をまとめました。

これを受けて、市議会は7月24日の臨時議会で木下市長に対する不信任案が提出され、賛成が20票、反対が10票と、可決に必要な4分の3（23票）に達しなかったため否決されました。採決では、民主、公明、共産の会派全員と保守系からの賛成も加わり、議会の市長に対する厳しい見方が明らかになりました。

また、7月31日には、木下市長に対する辞職勧告決議が出され、賛成多数で可決されました。

木下市長は今のところ残りの任期を最後まで務めるとの意向ですが、11月の市議選の結果も含め、今後の動向が注目されます。細川代議士は、「市民の審判に付するのにも民主主義の一つのあり方ではないか」と語っています。

事務所スタッフが一部代わりました

緑川博美さんの事務所退職に伴い、公設秘書は以下のとおりになりましたのでお知らせいたします。

政策担当秘書	石原 憲治（国会事務所）
第一秘書	羽田 進一（地元事務所）
第二秘書	高澤 慶（地元事務所）

細川律夫より一言

民主党小沢一郎代表、自民党安倍晋三総裁を確定しました。
26日から国会です。いよいよ小沢対安倍の本格的な対決が始まります。課題は山積していても、かたも気分を入れて頑張ります。草加市議選も近づきました。ようきお願い致します。